

質問回答

2017年5月1日

「ザンビア国元難民現地統合に係る情報収集・確認調査」

(公示日:2017年4月19日/公示番号:170146)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P4 (3)元難民現地統合事業の実施体制 2)必要に応じてドナーとのテレビ会議を行うことを検討する。	JICA 本部、ザンビア事務所も同席での TV 会議が想定されているのでしょうか。	TV 会議は JICA の参加を想定しております。
2	P7 (2)第一回現地派遣期間 5)セミナー・ワークショップの検討	対象地のカルンビラ郡、カオマ郡庁には、セミナー・ワークショップを開催するような会議室があるのでしょうか。	副大統領府・カルンビラ郡・カオマ郡については会議室があり、そちらを活用して頂く予定でおります。
3	5 頁目、「(8)セミナー・ワークショップに係るロジ業務と経費の扱い」の表	分類で「C/P」と書かれているのは、セミナー・ワークショップへの参加者(副大統領府、カオマ郡、カルンビラ郡の職員及び関連省庁からの参加者)のことでしょうか？	「C/P」は「カウンターパート」の略であり、セミナー・ワークショップへの参加者を指しておりました。

4	5 頁目、「(8)セミナー・ワークショップに係るロジ業務と経費の扱い」の表	分類で「運転者」と書かれているのは誰を想定なさっているのでしょうか？例えば、セミナー・ワークショップへの参加者が運転者を連れてくるということなのではないでしょうか？関連機関・施設の視察に行くときに備上する車両の運転手ということなのではないでしょうか？	「運転手」は、C/P 側の運転手を想定しています。
5	5 頁目、「(8)セミナー・ワークショップに係るロジ業務と経費の扱い」の表	分類で「ナショナルスタッフ」と書かれているのは誰を想定なさっているのでしょうか？例えば、セミナー・ワークショップおよび関連機関・施設の視察にJICAザンビア事務所のナショナルスタッフが参加した場合に支払う必要があるということなのではないでしょうか？	コンサルタントが雇用する傭人を想定しておりました。業務指示書の単価の記載は削除とし、コンサルタントが必要経費を見積もってください。
6	7 頁目、「(5)セミナー・ワークショップの検討」の1 行目「第一回現地派遣期間中に実施予定のセミナー・ワークショップに係る…」	8 頁目(3)国内作業期間(第一次)②に「第二回現地派遣期間中で実施するセミナー・ワークショップ等」と書かれていますように、セミナー・ワークショップの開催時期は、第二回現地派遣期間中だと考えられます。この部分で「第一回」と書かれているの「第二回」の誤植という理解でよろしいでしょうか？	セミナー・ワークショップの開催は、「第二回現地派遣期間中」となります。

7	7 頁目、「5)セミナー・ワークショップの検討」	<p>セミナー・ワークショップの会場として会議室が必要ですが、JICAザンビア事務所の会議室を使わせていただくことは可能でしょうか？</p> <p>5 頁「(8)セミナー・ワークショップに係るロジ業務と経費の扱い」の2行目に「ロジ業務(参加者の移動、会場の手配、・・・)」と書かれていますが、会議室はホテルの会議室を貸与すると考えたほうがよろしいのでしょうか？</p>	<p>セミナー・ワークショップについては、先方政府の会議室等の利用を想定しております。</p> <p>また副大統領府・カルンビラ郡・カオマ郡以外でセミナー・ワークショップを行う場合も先方政府の会議室等の利用を想定しております。</p>
8	7 頁目、「5)セミナー・ワークショップの検討」	<p>セミナー・ワークショップを行うのにプロジェクターが必要ですが、JICAザンビア事務所から貸与させていただくことは可能でしょうか？</p> <p>プロジェクター貸与可能な施設の会議室を借りるか、あるいはプロジェクターは日本から持参すると考えたほうがよろしいのでしょうか？</p>	<p>セミナー・ワークショップに必要となるプロジェクターについては、コンサルタントで準備して頂く想定しております。</p>
9	8 頁目、「①地域開発計画」に書かれている「その他、移住局からは①区画割り及び測量等に係るセミナー・ワークショップ・・・の要請がある。」	<p>移住局からの「区画割り及び測量等に係るセミナー・ワークショップ」の要請に応じて、そのテーマでの講義セッションを加えなければいけないのでしょうか？可能ならば対応するということがよろしいのでしょうか？</p>	<p>セミナー・ワークショップの内容については、「第一回現地派遣」時に先方政府と検討して頂くことを想定しております。</p> <p>指示書に記載しておりますテーマについては想定案となるため、第一回現地派遣の中で検討してください。</p>

10	8 頁目、①と②の双方に書かれている「対象者は、副大統領府、カオマ郡、カルンビア郡の職員及び関連省庁(農業、開発計画省、公共事業省)等」	セミナー・ワークショップの参加者について確認させて下さい。関連省庁からの参加者ですが、カオマ郡とカルンビア郡の地方政府職員と、カオマ郡とカルンビア郡にいる関連省庁の人間を呼び寄せるといことなのでしょうか？それとも、関連省庁からの参加者は首都にいる中央省庁の担当部局から参加するということによろしいのでしょうか？	セミナー・ワークショップは、今後の支援方針の検討・具体的案件形成を目的として実施します。今後の支援検討・案件形成においてカウンターパートと想定されるザンビア政府関係者を対象に実施する予定です。 他方、現時点でザンビア政府側の体制については、十分に把握できていないため、第一回現地派遣期間中にご確認頂く想定でおります。第一回現地派遣結果を踏まえて、対象者についてはご提案頂きたく考えております。参加者が未定のため、旅費等の積算については地方から 6 名分ルサカに来る想定で積算してください。
11	(セミナー参加者)	想定対象者として関連省庁(農業、開発計画省、公共事業省)とありますが、中央からの参加を想定されているのでしょうか。	質問 10 の回答と同じ。
12	5 ページ、4(8)セミナー・ワークショップに係るロジ業務と経費の扱い	本案件では中央政府及び地方自治体の職員を対象にしたセミナー・ワークショップを開催することになっています。参加者の日当・宿泊費の単価については記載されておりましたが、地方自治体の職員のルサカへの移動に関し、交通費の単価について何らかの基準はありますでしょうか？例えば、バスなどの公共交通機関を利用した際の単価であったり、業務用の車を利用した際の(ガソリン代 x 距離)の単	地方自治体の職員の交通費については、コンサルタントが見積もってください。

		価であったり、交通費の単価について何らかの基準がありましたらご教示頂けると幸いです。	
--	--	--	--

以上